

毎週月.水.金曜日発行

富 山 県 報

令和6年6月28日

金 曜 日

号 外

目 次

規 則	
○富山県富山空港条例施行規則の一部を改正する規則	1
人事委員会規則	
○特殊勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則	6
告 示	
○指定介護老人福祉施設に係る指定の一部の効力の停止	7
公営企業管理規程	
○富山県企業局企業職員給与規程の一部を改正する管理規程	8
公 告	
○財政概況及び地方公営企業の業務の公表	9
○富山県の物品等調達に係る一般競争入札の実施	10

規 則

富山県富山空港条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年6月28日

富山県知事 新 田 八 朗

富山県規則第37号

富山県富山空港条例施行規則の一部を改正する規則

富山県富山空港条例施行規則（昭和38年富山県規則第37号）の一部を次のように改正する。

第13条の見出しを「（河川管理者との協議）」に改め、同条中「この規則に定めるもののほか、」を「富山」に改め、同条を第16条とする。

第12条の次に次の3条を加える。

（選定事業者の選定）

第13条 条例第20条第2項の規定による申請をしようとする民間事業者は、選定事業者選定申請書（様式第9号）に次に掲げる書類を添付して、知事に提出しな

ればならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 定款及び登記事項証明書又はこれらに準ずる書類
- (3) 法人の組織、沿革及び事業の概要を記載した書類
- (4) 貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずる書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(旅客取扱施設利用料の上限の承認)

第14条 条例第22条第1項の規定による承認を受けようとする運営権者は、旅客取扱施設利用料上限（変更）承認申請書（様式第10号）を知事に提出しなければならない。

(旅客取扱施設利用料の届出)

第15条 条例第22条第2項の規定による届出をしようとする運営権者は、旅客取扱施設利用料（変更）届出書（様式第11号）を知事に提出しなければならない。

第16条の次に次の1条を加える。

(細則)

第17条 この規則に定めるもののほか、富山空港の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

様式第8号の次に次の3様式を加える。

様式第9号（第13条関係）

年 月 日

富山県知事 殿

住 所

氏 名（名称及び代表者の氏名）

選定事業者選定申請書

富山県富山空港条例第20条第2項の規定により、富山空港の運営等に係る選定事業者の選定を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

添付書類

- 1 事業計画書
- 2 定款及び登記事項証明書又はこれらに準ずる書類
- 3 法人の組織、沿革及び事業の概要を記載した書類
- 4 貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずる書類
- 5 その他知事が必要と認める書類

様式第10号（第14条関係）

年 月 日

富山県知事 殿

住 所

氏 名（名称及び代表者の氏名）

旅客取扱施設利用料上限（変更）承認申請書

富山県富山空港条例第22条第1項の規定により、旅客取扱施設利用料の上限の（変更）承認を受けたいので、次のとおり申請します。

- 1 旅客取扱施設利用料の徴収の対象となる施設
- 2 旅客取扱施設利用料の上限の額及びその算出の基礎
- 3 変更する場合は、変更を必要とする理由
- 4 その他の事項

様式第11号（第15条関係）

年 月 日

富山県知事 殿

住 所

氏 名（名称及び代表者の氏名）

旅客取扱施設利用料（変更）届出書

富山県富山空港条例第22条第2項の規定により、旅客取扱施設利用料を次のとおり届け出ます。

- 1 旅客取扱施設利用料の徴収の対象となる施設
- 2 旅客取扱施設利用料の額及び徴収方法
- 3 実施予定日
- 4 変更する場合は、変更を必要とする理由
- 5 その他の事項

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(航空政策課)

特殊勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年6月28日

富山県人事委員会

委員長 川 合 哲

富山県人事委員会規則第14号

特殊勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

特殊勤務手当等に関する規則（昭和48年富山県人事委員会規則第158号）の一部を次のように改正する。

第20条第4項第4号を次のように改める。

(4) 条例第37条第1項第5号に掲げる業務 次に掲げる場合に依り、それぞれ次に掲げる額

ア 大規模な災害として人事委員会が定める災害（以下この条及び第21条において「大規模な災害」という。）に係る業務に従事した場合 1,080円（当該業務が夜間におけるものであるときは、1,620円）

イ 大規模な災害以外の災害に係る業務に従事した場合 680円（当該業務が夜間におけるものであるときは、1,050円）

第21条第1項の表中

「災害救助作業	高度に危険なもの	1,680円
	その他	840円

を

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 当該指定介護老人福祉施設の開設者の名称
社会福祉法人立山福祉会
- 2 当該指定介護老人福祉施設の名称
特別養護老人ホーム竜ヶ浜荘
- 3 当該指定介護老人福祉施設の所在地
中新川郡立山町末上野字竜ヶ浜 119番地
- 4 指定の一部の効力の停止の内容
新規入所者の受入停止及び介護報酬請求額の上限設定（7割）
- 5 指定の一部の効力の停止の期間
令和6年7月1日から同年9月30日まで
- 6 サービスの種類
指定介護老人福祉施設

管理規程

富山県企業局企業職員給与規程の一部を改正する管理規程を公表する。

令和6年6月28日

富山県知事 新 田 八 朗

富山県公営企業管理規程第6号

富山県企業局企業職員給与規程の一部を改正する管理規程

富山県企業局企業職員給与規程（昭和41年富山県電気局管理規程第14号）の一部を次のように改正する。

第4条の3第2項第5号を次のように改める。

(5) 第5種 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる額

ア 大規模な災害に係る作業に従事した場合 日額 1,080円（当該作業が午後10時後翌日の午前5時前の間におけるものであるときは1,620円）

イ 大規模な災害以外の災害に係る作業に従事した場合 日額 680円（当該作業が午後10時後翌日の午前5時前の間におけるものであるときは1,050円）

富山県の物品等調達に係る一般競争入札の実施

富山県の物品等調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第6条の規定により公告する。

令和6年6月28日

富山県知事 新 田 八 朗

1 入札に付する事項

(1) 借入物品等の名称及び数量

富山県原子力防災ネットワークシステム用機器 一式

(2) 借入物品等の規格、機能、性能等

入札説明書による。

(3) 借入期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日（60箇月）

（地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約）

(4) 借入場所

仕様書のとおり

(5) 借入条件

入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（令和6年富山県告示第165号）第1の規定に該当しない者であること。

(2) 富山県における物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けた者であって、開札日の前日までに富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第86条第3項の規定による競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。

なお、当該競争入札に参加する資格の審査については、物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（令和6年富山県告示第165号）第4の4に掲げる場所において随時申請を受け付けている。

3 入札に参加する者に求められる義務

本件入札に参加しようとする者は、入札しようとする物品等の仕様が、入札説明書に示した規格、機能、性能等に適合するものであることを証明する書類等を5(2)の提出期限までに、提出しなければならない。

なお、提出した書類等に関し、契約を担当する職員から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 電子入札の実施

(1) 競争参加資格確認申請書及び入札書等の提出は、とやま電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）を使用して行う。

ただし、やむを得ない事由により電子入札システムを使用して提出を行うことができない者は、書面による提出を行うことができる。

(2) 電子入札システムにより提出する書類は、締切時間を指定した場合を除き、富山県の休日を定める条例（平成元年富山県条例第1号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く午前8時30分から午後8時までに送信すること。

また、持参又は郵送により提出する書類は、締切時間を指定した場合を除き、休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで（持参の場合は正午から午後1時までの時間を除く。）に出納局総務会計課に必着すること。

(3) 入札手続きに係る提出場所及び問い合わせ先（この公告に関する事務を担当する室課の名称）

〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号

富山県出納局総務会計課用度管理係

電話 076-444-3423、3424（直通）

5 競争参加資格確認申請書及び入札説明書等

(1) 競争参加資格確認申請書及び入札説明書に定める書類の提出方法
電子入札システムを使用して提出すること。

なお、書面で提出しようとする者は、提出期限までに持参又は郵送により、4(3)へ提出すること。また、この場合において郵送によるときは、書留郵便等発送の記録が残る方法とし、提出期限までに必着とすること。

(2) 競争参加資格確認申請書及び入札説明書等に定める書類の提出期限
公告の日から令和6年7月19日（金）午後5時15分まで

(3) 入札説明書等の配布

令和6年6月28日（金）から令和6年7月12日（金）までの間（休日を除く。）
の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで、4(3)の場所
において希望者に無料で交付するほか、富山県入札情報サービスシステム（下
記URL）の「入札公告情報」に公開する。

<https://toyama.efftis.jp/ebid01/PPI/Public/PPUBC00100>

(4) 入札説明会の日時及び場所

ア 日時 令和6年7月2日（火）午前10時30分

イ 場所 〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号

富山県庁入札室（本館1階）

6 入札・開札の日時

(1) 入札書の提出方法

5(1)と同様とする。

(2) 入札書の提出期間

令和6年7月30日（火）午前8時30分から令和6年8月1日（木）午後4時
まで

ただし、提出締切の前日までは午前8時30分から午後8時（紙入札者の入札
書の提出は午後5時15分）まで

(3) 開札日時

令和6年8月2日（金）午前10時00分より

入札は電子入札システムで実施し、入札者は開札に立ち会うことはできない
こととする。

なお、再入札を実施する場合、翌営業日の同じ時間に開札を実施する。

7 入札の方法

(1) 入札書に記載する金額は、入札しようとする物品等の契約期間全体の総額の
賃借料の金額とする。

(2) 落札金額は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額

を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札に参加する者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札保証金に関する事項

免除とする。

9 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

- (1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) この公告に示した入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者のした入札
- (3) その他入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札

10 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、当該同価の入札について電子くじにより、落札者を決定する。
- (3) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、再入札をする。再入札における入札書の提出期間及び開札日時は入札説明書による。
- (4) 再入札に参加できる者は、最初の入札に参加した者に限るものとする。再入札の回数は原則として1回を超えないものとする。

11 その他

- (1) 契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
- (2) 入札書及び入札に係る書類並びに契約書及び契約に係る書類において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨による表示に限る。
- (3) 契約保証金に関する事項は、入札説明書による。
- (4) 本件調達契約は、特例政令の適用を受ける。
- (5) 本件調達契約に係る苦情の申立てがあり、富山県特定調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合においては、本件契約手続の停止等を行うこ

とがある。

(6) その他詳細は、入札説明書による。

12 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be obtained:

The rental contract of a package of supplying hardwires and devices connecting with closed Japanese government network system on nuclear disaster, 1 unit

(2) Time limit of tender: By 4:00 p.m. 1 August 2024.

(3) Contact point for notification:

General Affairs, Accounting and Property Management Division

Treasury Bureau

Toyama Prefectural Government

1-7 Shinsogawa, Toyama-shi, Toyama Pref.

930-8501 Japan

Telephone: 076-444-3423, 3424